

# 熊本県イベント等開催事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、熊本県内におけるスポーツイベントやコンサート等イベント（以下「イベント等」という。）の開催を促進し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図ることを目的に、イベント等の主催者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率等)

第2条 補助対象事業、補助金等の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請書)

第3条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類の様式は、次の各号のとおりとし、その様式は、知事が別に定めるところによるものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

3 補助事業者は、規則第3条第1項の申請をするに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額した額で申請しなければならない。

(決定の通知)

第4条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

2 知事は、補助金の交付決定に当たって、前条第3項の規定により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して交付決定を行うものとする。

3 知事は、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない交付の申請がなされたものについては、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額については、第10条に規定する補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第5条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、別表のとおりとする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第3号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は、知事が別に定める。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、補助金の交付決定額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第4号様式)により、補助金の交付決定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(実績報告)

第7条 規則第13条の実績報告書は、別記第6号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 収支精算書 知事が別に定める様式

(2) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、別に定める。

4 第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(補助金等の請求等)

第9条 規則第16条第1項の請求書は、別記第8号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払(又は前金払)申請書(別記第9号様式)及び補助金概算払(又は前金払)請求書(別記第10号様式)によるものとする。

3 前2項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第11号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずる。

(証拠書類の保管)

第11条 規則第23条に規定する別に定める期間は、補助事業の完了から5年間とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(雑 則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和7年(2025年)3月28日から施行する

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助上限額	計画変更申請要件
スポーツイベント 開催事業	県内で消費された会場借り上げ費等、スポーツイベント運営に係る経費	(補助率) 1/5 以内 (補助上限額) 300 千円	1 事業内容の主要な部分に変更が生じる場合 2 補助対象経費総額の20%を超える変更を行う場合
大型コンサート 開催事業	県内で消費された会場借り上げ費等、コンサート運営に係る経費	(補助率) 1/5 以内 (補助上限額) 1,000 千円	
復興支援大型イベント 開催事業	イベント運営に係る経費	(補助率) 1/2 以内 (補助上限額) 5,000 千円	